

第2章 企業団納付金

2-1 水道利用加入金

水道利用加入金の金額及び取扱いについて、以下に示す。

(1) 水道利用加入金の金額

給水条例第6条により水道利用加入金を表2-1のとおり定める。

表 2-1 メーターの形式、口径による水道利用加入金表

形式	口径 (mm)	水道利用加入金の額 (税込)
羽根車式	13	108,000円
	20	226,800円
	25	432,000円
	40	1,404,000円
	50	2,160,000円
	75	5,292,000円
	100	9,072,000円
電磁式	150	19,224,000円
	50	9,072,000円
	75	19,224,000円

(2) 口径変更の取扱い

口径変更については新旧口径の差額とし、既納の加入金は還付しない。

また、検針協定締結物件以外は、専用栓1件について1件の水道利用加入金が存在するため、口径変更後の加入金は物件全体で割り戻すことはできない。

【例】

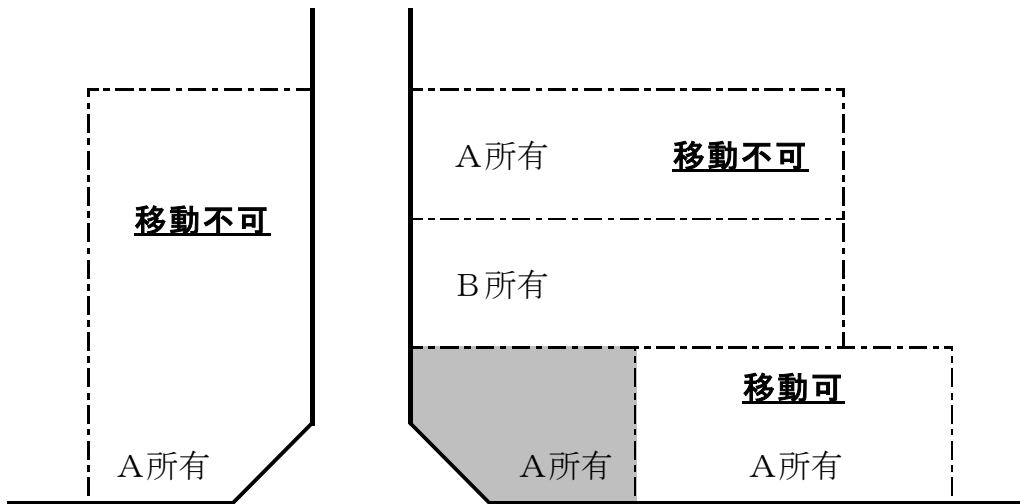
- $\phi 13$ から $\phi 20$ へ口径変更する場合
 $226,800 \text{円} - 108,000 \text{円} = 118,800 \text{円}$ の支払い
- $\phi 50$ から $\phi 20$ へ口径変更する場合
還付なし
- $\phi 13 \times 10$ 件から $\phi 20 \times 5$ 件へ口径変更する場合
口径変更1件につき、 $226,800 \text{円} - 108,000 \text{円} = 118,800 \text{円}$ の支払い
よって、 $118,800 \text{円} \times 5 \text{件} = 594,000 \text{円}$ の支払い
($\phi 13 \times 5$ 件の権利については変更なし)

なお、本施工基準では、 $\phi 50$ 以上のメーターによる直結給水方式を認めていない。これを踏まえ、工事用仮設水栓を設置するために $\phi 50$ 以上のメーターを $\phi 40$ 以下に減径する改造工事においては、当該改造工事後の最初の改造工事に限り、減径前のメーターの権利を利用できるものとする。

(3) 水道利用加入金の移動範囲

水道利用加入金は、土地に付随するものとし、坂戸、鶴ヶ島水道企業団料金、手数料等の軽減又は免除に関する基準（平成 10 年坂戸、鶴ヶ島水道企業団基準第 2 号）第 3 条の規定に該当する場合を除き、同一者が連続して所有する土地の範囲についてのみ移動可能とする。

図 2-1 水道利用加入金移動範囲図



2-2 手数料

手数料の種類、金額及び取扱いについて、以下に示す。

(1) 設計審査手数料

給水条例第 31 条第 1 項第 2 号の規定により、設計審査手数料は申請 1 件につき 2,000 円とする。

(2) 工事検査手数料

給水条例第 31 条第 1 項第 3 号の規定により、工事検査手数料は 1 戸（室）につき（メーター1 個につき）2,500 円とする。

(3) 特殊な場合の取扱い

① 直結直圧給水方式

同一分岐・同一建物・同一申請者でメーターを複数個設置する共同住宅における申請については、1 枚の申請書で一括申請し、設計審査手数料は 2,000 円、工事検査手数料はメーター1 個につき 2,500 円とする。

なお、申請方法等の詳細については、4-6-2(3)に記載する。

② 直結増圧給水方式

1 枚の申請書で一括申請し、設計審査手数料は 2,000 円、工事検査手数料はメーター1 個につき 2,500 円とする。

なお、申請方法等の詳細については、4-6-2(4)に記載する。

③ 受水槽給水方式

共同住宅等の戸別検針及び戸別徴収等に関する協定（以下「検針協定」という。）の締結を予定している申請については、1枚の申請書で一括申請し、設計審査手数料は2,000円、工事検査手数料は子メーター1個につき2,500円と親メーター分2,500円の合計とする。

なお、申請方法等の詳細については、4-6-2(4)に記載する。

④ 受水槽給水方式から直結直圧・直結増圧給水方式への改造

検針協定を締結している建物において、受水槽給水方式から直結直圧・直結増圧給水方式へ改造する申請については、1枚の申請書で一括申請し、設計審査手数料は2,000円、工事検査手数料は改造工事（メーターユニットを新設するなど配管の変更を伴う工事等）が施行されるメーター1個につき2,500円とする。ただし、全戸のメーターにおいて改造工事が施行されない場合は、当該給水装置改造工事申請に対する工事検査手数料として2,500円を徴収する。

なお、直結増圧給水方式への改造において、直結直圧の共用水栓を設置する場合などは、別途申請を要する。

⑤ その他

①～③の取扱いについては、撤去等の場合においても同様とする。

その他上記にない取扱いについては、企業団の指示による。

(4) 申請取下げに伴う還付の取扱い

① 設計審査手数料

設計審査手数料については、納付後、申請取下げとなった場合であっても、既に設計審査を行っているため、還付を行わない。

② 工事検査手数料

工事検査手数料について、納付後、しゅん工検査前に取下げとなった場合は、還付を行う。

なお、工事用仮設水栓の申請と建築物内部の申請を分けて行った後、仮設水栓の設置が不要となった場合の取扱いについては、4-6-2(2)に記載する。